

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和5年11月13日（月） 14時00分～14時43分

2. 出席者

【顧問】

阿部部会長、今泉顧問、岩田顧問、河村顧問、小島顧問、近藤顧問、中村顧問、  
水鳥顧問

【経済産業省】

一ノ宮環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、中村環境審査係長  
伊藤環境審査係、福田環境審査係

3. 議 題

（1）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社ユーラスエナジーホールディングス（仮称）留萌北部（沿岸）広域風  
力発電事業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、北海道知事意見の説明

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社ユーラスエナジーホールディングス「（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力  
発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、北海道知事意見について、質  
疑応答を行った。

（3）閉会の辞

5. 議事概要

（1）株式会社ユーラスエナジーホールディングス「（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力  
発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、北海道知事意見＞

○顧問 それでは、審査に入りたいのですが、ちょっとその前に事業者に1点だけ確認  
しておきたいので、方法書を開いていただけますか。これから各先生方にコメントを出

していただくのですが、6 ページをお願いできますか。全体の事業がございまして、この地図だけで見ると北側とちょうど中央辺りと南側というように3つのブロックに分かれていまして、その次のページを見ていただくと、北側は2つの地区で、その下と、そのさらに下はそれぞれ1つの地区に分かれています。

それで、具体的な方法については368ページから記載があるのですがけれども、368ページを開いていただくと、最初に項目選定についてあります。よく見ていただくと、6.2の下に6.2.1というのがある、ここが北側の2つの地区についてまず方法がずらっと、人と自然の触れ合い、廃棄物等まで、一通り記載があって、さらにその後にそれぞれの地区でまた繰り返し同じような内容で図面が分かれていて、それぞれの地区ごとに繰り返しの記載になっているのですが、何か意図があってこういう構成にされているのかというところだけ最初にお聞きしたいのですが、事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 ユーラスエナジーです。御質問の点に関しましては、配慮書当時の北海道庁の審査の中で、配慮書のときは今よりもう少し区域が広大だったのでありますが、そういった中で、各地域の特性を踏まえた調査方法などを検討してほしいといった御指摘がございましたので、今回地区ごとに分けて、第6章の調査方法だったというのを記述しているといったところが背景にございました。

○顧問 分かりました。それでは、一応方法書の方が地区ごとに分かれているということ念頭に置いて、少しコメントをいただければと思います。

それでは、方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、どこからでも結構です、各先生方からコメントよろしく願いいたします。御質問、コメントのある方は挙手をお願いいたします。大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私からは補足説明資料についてお聞きしたいことがあるのですが、まず、12番です。トドマツ林の二酸化炭素固定量についてというところです。これは私の質問した意図がきちんと分かっているかどうかの確認です。方法書29ページにトドマツ林1 ha当たり1.7t-CO<sub>2</sub>/年の値から算出という記載があったのですが、この数値はCO<sub>2</sub>/年ではなくてC/年、つまり炭素固定量ではないかという質問です。その回答として、北海道の機関のホームページのURLがちょっと間違っていたというようなことですが、私の聞きたかったことは、炭素固定量と二酸化炭素吸収量では、分子量はCO<sub>2</sub>が44で、炭素、Cが12ですから、3.何倍か違うわけです。ですので、1.7t-C/年と記載すべきではなかったのかということを知りたいのですが、そのことは分かっていた

だいでいるでしょうか。

○事業者 先生が御指摘の点ですが、CO<sub>2</sub>とCの換算みたいなのところにつきましては、実際の計算の中で分子量も踏まえて案分といいますか、比率で計算しています。ちょっとこちらの表記の方が足りなかったけれども、実際の計算の中身としましては正しく計算できているものでございます。

○顧問 では、分かりました。それから、補足説明資料の40番について幾つかお伺いしたいのです。ここでは、配慮書から方法書に至るところで事業実施想定区域が非常に小さくなったのですが、発電規模が非常に大きくなったということについてお伺いしているのです。まず1つ目の質問としては、配慮書が令和4年2月17日に提出ですか。それから方法書は令和5年5月31日に提出なのですが、1年ちょっとの間でどうしてこのような大きな変更があったのかということについて何らかの説明があってもいいのではないかと思いますので、その点はどうか。

○事業者 配慮書から方法書の区域だったり出力、基数、単機出力の変更につきましては、面積的な話でいきますと、北側の部分を、天塩川の河口に近いような部分につきましては大きく削減しているということ、あと、区域の一番南側の方についても削減しております。こちらはもろもろの側面で環境影響への配慮を目的としまして削減した部分もあるのです。一方で、全体の出力については少し増加しているといったところもございます。

こちらについて御説明ということではあるのですが、当初配慮書時の概略設計といったところの設計を行ったところ、設計の熟度も配慮書から方法書に行くにつれて少し上がってきたところで、結果としては当時想定していたものよりかも多く置けそうだといったところが見えてきたもので、面積としては減っているのですが、出力としては少し増えているといったところになります。

○顧問 少しといっても倍近いですね。

○事業者 そうですね。ただ、これが、今予測、評価をしていないので、定性的な表現になってしまう部分はあるのですが、面積の減少量と出力の増加量を比率で表すと、今回の場合については面積の減少量の方がやや上回っているといったところで、それをもって深い議論ができるわけではないのですが、我々としては、面積は出力よりも多く減少させているのではないかと考えております。

○顧問 面積のことについてはまた後でお伺いしますけれども、配慮書を出すときには

なかなか不確定なことがいろいろたくさんあるということで、事業者にとっても出しにくいところがあるかもしれませんが、一応配慮書というのは複数案出すことが原則であって、それを単数案に絞って出すというのは例外的な措置であるので、もし、どうなるかよく分からないということであれば複数案を出してみるというのも1つの方法ではないかと思うのです。

○事業者 今後の参考にさせていただきます。

○顧問 それから、先ほどおっしゃいました面積を非常に小さくしたという点についてですけれども、事業実施想定区域を大きく取って対象事業実施区域を小さくするということがよく行われるわけですが、環境団体では、それは単なる線引きの差であって見せかけの保全措置ではないかという批判がよくあります。つまり、本来事業実施想定区域に市街地等本来含ませるべきでない領域も含めて当初から設定されているのではないかということと言われる意見もあるわけなのです。例えばその中で、方法書の238ページを出していただけますか。

ここで事業実施想定区域が赤い枠で占められていて、その外側に500～2,000mの点線が引いてあります。これは配慮書のときの騒音とか風車の影に対する予測をしているところの図なのですけれども、その次のページをお願いします。

4番の予測結果というところを見ますと、先ほどの図から見ると、事業実施想定区域の中の方にいろいろ住居とかたくさんあるわけですが、そのところに関して予測をしていなくて、その外側についてのみ予測をしています。こういうやり方はちょっと適切ではないのではないかと私は思うのですが、その点はどうでしょうか。

○事業者 238ページ、239ページにつきましては、この中が予測されていないというのは、配慮書段階の我々の配慮事項としまして、住居だったり病院だったり、保全対象となる施設から500m以内のところについては、この時点の配慮としまして風車設置検討範囲を設けないという配慮をしているので、その中を評価していないといえますか、500m圏内のところは置かない、そういったところで行っていますので、そもそも置かないので、そういう配置を考えていたということになるかと思います。

○顧問 そうであればそういう説明があってもいいですね。事業実施想定区域を大きく取って、それから対象事業実施区域を小さく、ある意味見せかけだという指摘に対してはどう答えられますか。

○事業者 そこは我々も、配慮書段階で主に北側は広く取っていましたが、そこ

を捨て案みたいな形で考えていたわけでは決してなくて、配慮書当時の概略設計の中ではそこに、環境面の調査をこの当時行っていませんので何とも言えないのですが、物理的な意味合いで言えば風車が置けるだろうと我々、当時は考えていたものですので、そこを最初からいわゆる捨て案みたいな形で広く取っていたということは一切ございません。では、そこをどうやって証明できるかというのはなかなか難しい部分ではあるのですけれども、我々としては、そこはそうのように考えておりました。

○顧問 一応お答えとしては聞いておきますが。それから、最後に事務局にお伺いしますが、今回、方法書になるにしたがって35万kWから65万kWに出力が増大するという点について、事務局は何か御説明を受けたのでしょうか。

○経済産業省 ドラフトの段階で、このような形になるということは、お話を伺いしておりましたけれども、具体的な内容については、今回の審査を通じてしっかりと見極めをしていきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。

○顧問 それでは、騒音関係の先生、続けてお願いできますでしょうか。

○顧問 私は騒音、振動のところを一応担当させていただいているのですけれども、事前にほかの先生から指摘はいただいておりますが、そこ以外で、そもそもこれは方法書段階ということなのですが、よくあるパターンとして、風車が決まっていないから音響特性とかは分かりません、純音性成分が出るか出ないかも分かりませんというようなお答えがよくあるのですが、今回の事案はその辺はどのようなになっていますでしょうか。事業者というか、メーカーからきちんとデータは入ってくる見込みがあるのかないのか、その点を1つ教えてください。

○事業者 現時点でこちらの手元に、今我々が導入しようとしている風車の小さい方の、今レンジを取って表示させていただいていると思うのですけれども、小さい方のものは多少過去の実績ということで、類似の型式のものはあるのですが、6 MWという大型のものについてはまだ明確にメーカーから諸元は入手できてございません。ただ、もちろんこれは準備書、評価書といった実測の予測のシミュレーションを行っていくに当たっては必要なデータですし、デシベル値を出すだけではなくて、純音性成分だとか振幅変調音の評価にも当然必要になってくるデータでございますので、実際の予測、評価の段階までにはメーカーから取り寄せる手はずになっております。

○顧問 今言われたとおりだと思いますので、是非よろしくお願いします。

もう一つ、予測、評価というところをおっしゃいましたけれども、その予測、評価をしていただくときに、最終的な評価する地点でのデシベル値だけではなくて、計算の途中段階で各減衰項がどの程度減衰を予測されるので、受信点でというか評価点でこのような数値になりますというようなことを一応示していただくような、補足説明で構いませんので、準備書に進んでいく過程で是非そのような記載をお願いできればと思っています。

○事業者 承知しました。

○顧問 では、続きまして、水産関係の先生、よろしくお願いいたします。

○顧問 補足説明資料の36番をお願いします。河川の湾曲部などに閉鎖水域がないでしょうか。あれば、魚類や底生動物についての影響を評価しなくていいかという質問をしたところ、閉鎖水域は小規模なものが確認されているということなのですが、多分これは、どこにどの程度のものがあるかによって影響があるかどうか判断しなければいけないと思うので、少なくとも図には閉鎖水域を全部図示していただいて、その場所によって、あるいはそこに生物が生息しているということであれば、調査を行った方がいいという場所が出てくるとお思いますので、お聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 先生の御指摘、理解しました。実際の現場の状況については、建設技術研究所の方から、回答をお願いできればと思いますけれども、お願いできますでしょうか。

○事業者 おっしゃるとおり、閉鎖水域については完全に図面上に分布は落とし切れていないかと思います。ここに書かせていただいたのは、流水部であれば上流から水が入って流れていきますので、そこは濁水の影響等を想定しておりますが、閉鎖性水域については、流入する河川とか接続がなければ影響はないだろうというところで回答したものです。ただ、おっしゃるとおり、閉鎖水域の分布については細かく示し切れていなかったというところはございますので、準備書以降ではそういった閉鎖水域のところについても整理していければいいのかと思っております。

○顧問 閉鎖水域だからといって流入しないというわけではなくて、風車との位置関係によっては、河川より先に閉鎖水域に排水が流入する可能性もありますので、その辺、位置を見ないとなかなか判断できないと思ったので、コメントした次第です。

○事業者 承知しました。

○顧問 ほかの先生方、コメント、御質問ございませんでしょうか。魚群関係の先生、

お願いいたします。

○顧問　方法書の346ページをお願いします。こちらが経済産業大臣の意見なのですけれども、2の各論、(1)のところの中ほどに、風力発電設備に周囲を囲まれることになる住居についてということなのですけれども、確か0.5～1 km内の住居が2,894戸ですが、周囲を囲まれる住居というのは全部で何戸あるのでしょうか。

○事業者　ユーラスエナジーです。周囲を囲まれる住居が何戸あるかという点については、今の段階で整理はできてございません。ただ、囲まれている、囲まれていないというところで予測、評価の線引きをするというところではございませんので、予測対象になった地点につきましては、その周辺に風車が1基あろうが、10基あろうが、1基の場合は1基のパワーレベルだけで予測しますし、10基の場合は10基合成のパワーレベルを予測しますので、予測の指標としては、囲まれているものと囲まれていないもので特に差をつけて予測、評価するものではないと考えております。

○顧問　ただし、周囲を囲まれる、若しくは複数の発電機の影響を受ける住居については、単機よりもより重大な影響がある可能性があるかと思われるのですけれども、その辺については今後配慮される予定はあるのでしょうか。

○事業者　こちらの事業者の見解に書かせていただいているとおり、まず、環境省の残留騒音プラス5デシベルといった指針がございますけれども、そちらを照らし合わせながら、ここを超過するような住居の予測地点が出てくる場合には、それは事業者として環境保全、風車の配置を変更したり等、そういった配慮を行っていく予定です。

○顧問　分かりました。同じページのその下なのですけれども、(2)地形に対する影響というところです。この計画区域の中にはサロベツ川と天塩川という大きな河川があるようですけれども、ここの文言の3行目、地形改変による重大な影響が懸念されるとありますが、この地形改変というのは、発電機を建設することによって河川の周辺の地形が何らかの変化を生じるということなのでしょうか。

○事業者　我々はこういった大臣意見をいただいている側ですので、大臣意見の中身の重大な影響という意味がどういった意味合いなのか、我々として答えることはなかなか難しいのですけれども、当時はエリアが北側の方にもう少し延びていまして、事業実施想定区域が天塩川まで延びていたものですから、配慮書当時、今もそうなのですが、改変するしないといったところは風車設置検討範囲という形でしか示していなかったもので、それが風車による改変なのか、例えば土捨場とか取付け道路みたいな改変なのかという

ところはお示しできていなかったのですが、当時、事業実施想定区域に含まれていたことで、こういった地形改変が起こり得るだろうと経済産業省の方で御判断されたのかと察します。

○顧問 分かりました。では、直接河川にいろいろな構造物が建つ、あるいは土砂が流入するといったことはないということによろしいでしょうか。

○事業者 現計画につきましては、天塩川のところを大きく削ってですとか、天塩川に全く接しないような計画に区域をセットバックしておりますので、ここに書いてあるとおり、その回避に向けて対象事業実施区域を外すことになっております。

○顧問 分かりました。

○顧問 続きまして、ほかの先生方、御質問、コメントございませんでしょうか。手が挙がっている先生方は今いらっしゃらないようですけれども。そういたしましたら、私からちょっと幾つかお聞きしたいので、よろしく願いいたします。

396ページを開いていただけますか。方法書です。これは動物の調査地点ということで、ここが哺乳類、昆虫類ですか。

その次のページをお願いできますか。この次が一般鳥類の調査になっています。3地区分かれているので、これは一番北側の地区ということになっていると思うのですけれども、凡例を見ていただくと分かりますとおり、今回の事業はかなり範囲が広いということと、様々な環境を含んでいるということで、森林から、海岸から、湿地まで、かなり環境のバリエーションに富んでいる事業になっていると思います。それで、現況の風力発電の設置検討範囲というのが、もちろん海岸の方にもありますが、山の方の尾根の方にもかなり斜線が入っております。その中で、一般的な事業からいえば、大体バランスとしてはこういった形でラインセンサスとかトラップの地点を設置していただいていると思うのですが、少し気になるのが、これだけバラエティーに富んだ環境で、また設置する風車の基数もかなり多いということで、そういった改変区域の環境をこの計画で網羅できているのかどうかということを確認させていただきたいと思いますので、お答えいただけますでしょうか。

○事業者 建設技術研究所の方、この辺り、御回答お願いできますでしょうか。

○事業者 この地点数等については、いろいろ検討はさせていただきまして設定しております。各環境に地点を設定するというのはもちろんですが、全体の面積の割合ですとか、斜線で引いております設置検討範囲というのをちょっと絞り込んで、尾根上とかに



しておりまして、その中で改変していく可能性がある環境というのを中心に設定したというところがございます。

確かに環境で十分に網羅できているかというところはなかなか、現地調査等もして現地を見ながら判断していく必要もあるかと思いますので、今いただいた御意見を参考に、ちょっと現地の方で足りないと思ったら追加するとか、そういった対応は必要かと思っております。

○顧問 少なくとも風車の設置範囲に当たるような部分についてはできるだけ環境も含めて網羅しておいていただいた方がいいと思いますので、そこは是非ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

あとは、トラップとかセンサス以外に、任意踏査ではできるだけまなく設置範囲は見ておいていただいた方がいいと思いますので、そこも併せて御検討いただければと思います。

それと、質問なのですが、399ページ、次の次のページですか、お願いできますか。こちらは図6.2-9、動物調査地域、地点（希少猛禽類、渡り鳥）と書いてあるのですが、上のオレンジの四角のところは猛禽類調査地点しか書いていないのですが、これは渡り鳥の調査地点も兼ねているということでしょうか。全地点で猛禽類、渡り鳥を調査されるということでしょうか。

○事業者 建設技術研究所の方、お願いできますか。

○事業者 猛禽類という表現だけにしておりましたが、渡り鳥でも使う地点として考えております。

○顧問 では、準備書に向けて表記の方は修正をしておいてください。

○事業者 分かりました。

○顧問 それから、409ページお願いできますでしょうか。生態系です。この地域の上位性は恐らくオジロワシになるのかと思うのですが、特に典型性です。注目種をウグイスとした場合と書いてあるのですが、「(想定)」となっております。これは今後変わる可能性があるということでしょうか。

○事業者 やはり現地調査にまだ入っていない状況もありまして、その現地調査、並行して鳥類の調査、あるいは哺乳類の調査等を行っていきますので、その中で、準備書の評価の中ではウグイスになる場合もあるでしょうし、もうちょっと違う、もっとふさわしい種が出てくるという可能性もあるということで、今はウグイスを想定した場合とい

うようにしております。

○顧問 分かりました。上位性については、かなり行動圏の広いものですので、1種選んでこの地域の代表ということはあると思うのですが、典型性については、ウグイスの縄張りの範囲を考えていただければ分かると思うのですが、それほど広い範囲ではないので、冒頭に地区がそれぞれ分かれています。方法書の方も分けて書かれているというように、かなり広大な地域になって、環境もそれぞれの地区で特性が異なるのではないということが考えられますので、場合によっては、それぞれの地区ごとに注目種を検討していただくとか、そういったことも考えられるのではないかと思いますので、その辺りも踏まえて、是非典型性の方の注目種を御検討いただければと思います。

○事業者 承知しました。

○顧問 そうしましたら、ほかの先生方、御質問、コメント等ございませんでしょうか。水関係の先生、お願いいたします。

○顧問 1つだけ確認させてください。補足説明資料でもほかの先生方から累積的影響のコメントが確か出ていたと思うのですが、また、北海道知事意見でも累積的影響についてしっかり検討するよという意見が出ていたと思います。私も、この地点では近接した風力発電所が多数ありますので、累積的影響の検討は非常に重要なポイントだと思っています。

それで、方法書の29ページ、出ますか。ここで、表2.2-10の一番上のところに宗谷管内風力発電事業という記載があります。これは同じ事業者で150基という、この地点も100基程度の非常に大きな計画ですけれども、さらにその1.5倍ぐらいの規模の発電事業を配慮書段階で計画されていますが、この発電事業も加味した累積的影響の検討をされるのでしょうか。確認させてください。

○事業者 ユーラスエナジーです。距離感から言いますと、まず、マストとして、本事業における累積的影響の対象としているのは、同じく当社のユーラス天塩ウインドファーム、遠別ウインドファームといったところ、これらも今の本事業の対象事業実施区域内に位置するものでございますけれども、そちらはまず累積的影響の対象になるのかと思っております。

一方で、宗谷管内の方につきましては、少なくとも騒音とかそういったものの累積的影響というのは距離感から言ってもないのかと思っているところでございます。一方で、渡り鳥とかそういったもう少し広域を移動ルートとするものにつきましては、我々も今

先行しております道北事業の方で鳥類の協議会とかを開かせていただいておりますけれども、どのくらいの距離感で累積的影響が出るのか出ないのかというところは、そういった協議会の中の知見の蓄積も踏まえながら、今後検討していければと思っております。

○顧問 事業者の方の御説明は分かりました。この地点でやるのか、それとも、この後の宗谷管内の方でやられるのか分かりませんが、同一事業者の事業でありますから、内容的にも十分把握されているわけですし、合わせて250基という例のない大規模な計画になりますので、やはり北海道北部のこの地域の環境影響について、是非事業者としても御検討いただければいいかと思います。

○事業者 ユーラスエナジーの稚内支店ですが、よろしいでしょうか。

○顧問 お答えください。

○事業者 私どもユーラスエナジー稚内支店を設置してから十数年経過しております、今現在、この3年間で続々と建設完了して商業運転を開始するステージに移っています。稚内市、豊富町、幌延町という、今回の対象事業実施区域の少し北側の最北端の地域の辺りですが、その地域で私どもの事業で4,300kWのクラスの風車を107基、3年間で設置しております。

これは、北海道北部風力送電という風力発電専用の送電線が国の補助をいただいて導入されて、この地域の風力ポテンシャルを生かしていこうという実証事業でもございますけれども、その送電線の実現に伴って建設が可能になった事業でございますが、それを今実現できてきている。かつ、その送電線には他社の2事業を合わせて127基の風車がほぼ同時期に今建設できつつあるという状況になってございますので、規模感で言えば、各事業それに似たような規模感ということで、過去に例を見ないというのは、2つ合わせれば確かにそれよりも大きいという点ではございますけれども、そういった事業でございます。

今回のこの事業は、道北地域、非常に風のいい地域にまとめた事業規模で事業をするということによりまして、コストダウン含めて、非常に安価な陸上の再エネ風力電気を大量につくることができたということで、私どもにとっては非常に意義のある事業だったのかと、発電事業者にとってということですが、感じております。やはり風況のよい地域に大規模な事業を導入するというのが、もちろん地域ですとか、環境とか、そういった面を調整しながらということではございますけれども、再エネの更なる

導入拡大ということで、意義のある取組にしていきたいと考えているものでございます。

○顧問 先生、よろしいでしょうか。

○顧問 今の御説明は分かりました。ですから、これだけ風況のよいところに集中するという地域について、一事業者に地域全体の累積的影響を検討してくださいというのは若干酷なのかも知れません。ひょっとしたらこういうことは、例えば国とかそういうところがまとめて何か評価、検討する必要がある問題なのかも知れません。その辺は私も分かりませんが、ちょっと目につきましたのでコメントさせていただきました。

○顧問 今このページを出していただいているので、ちょっと私から確認をさせていただきたいのですが、ユーラスの天塩ウインドファーム、それからユーラスの遠別ウインドファームはそれぞれ今稼働しているのでしょうか。

○事業者 どちらも稼働しております。

○顧問 それぞれ1基ですか。

○事業者 そうです。

○顧問 今回の動物の調査の方でこちらの風車に対する死骸調査というのは含まれておりましたでしょうか。

○事業者 こちらの風車に対する死骸調査は含まれておりません。

○顧問 それは計画されないのですか。

○事業者 ユーラス天塩ウインドファームと遠別ウインドファームにつきましては、容量としては4.3MWが各1基ずつといったところで、アセス対象外といいますか、自主アセスで我々が条例にも法にも基づかない形で自主的に環境調査を行って、当然そういった自主的に作った準備書だったり、評価書というのは地元の方に縦覧等させていただいたのですけれども、そういった位置づけのものになっております。そういったこともあって、ただ、当然、操業開始後のメンテナンスとかそういったところで日々風車の周辺には行きますので、そういったときに死骸の確認というのはしているのですが、今のところまだ、これは今年の2月、3月に運転開始したばかりのものですけれども、今までの時点では特に死骸は確認されておられません。もし死骸も確認されましたら、留萌北部の方の情報にも使っていきたいと思えますけれども、今のところ操業期間中に風車の見回りを行っている限りでは死骸というのは確認されておられません。

○顧問 もちろん死骸が確認されればそれは準備書に記載していただきたいと思うので

すが、今回こちらの、同じ対象事業実施区域内に同じ会社が現在稼働されている風車があるということで、やはり既設のところで全く当たっていないのであれば、その情報は非常に貴重な影響予測の際のデータになりますので、できればこちらの方も対象にして、定期的にそれなりの頻度で見いただければと思います。当たっていなければ当たっていないということで、影響予測の際に、その可能性が低いとかそういった事実になってきますので、そこは是非ひとつ御検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

○事業者 貴重な御意見ありがとうございます。是非検討させていただきます。

○顧問 ほかの先生方、御質問、御意見ございませんでしょうか。手が挙がっていらっ  
しゃらないようですが、それでは、よろしいですか。

それでは、こちらの案件について方法書の審査を終了したいと思います。では、事務局にお返しいたします。

○経済産業省 御審議ありがとうございました。本日の審議案件はこの1件でございます。

また、事務局から特別に御連絡することはございませんので、本日の風力部会はこれにて閉会とさせていただきたいと思います。

#### <お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486